平成２２年（フ）第１２４号
千葉県木更津市畑沢南５丁目２番30号　コーポサカイ102号
債務者　藤井須美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３３号
千葉県木更津市朝日２丁目４番30号
債務者　森山　隆好
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３５号
千葉県木更津市長須賀2487番地２　ソレーユ長須賀101号室
債務者　門谷　博之
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３８号
千葉県木更津市祇園２丁目18番５号　ヴィラ・オレンジ101
債務者　鳥井サチ子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７９号
新潟県長岡市学校町２丁目11番12号
債務者　浦辻　義晴
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
新潟県長岡市前田１丁目２番19号
債務者　浦辻惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
新潟県三島郡出雲崎町大字立石253番地１
債務者　星野　　弘
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４７５号
名古屋市港区善南町12番地　サンハイツ麻里302号
債務者　山崎　　学
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１２号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目33番地
債務者　矢野　利惠
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５０号
愛知県知立市新林町平草２番地19　シェリール・ミニＣ102号、従前の住所愛知県知立市谷田町本林３丁目11番地20　サンバレー本林202号
債務者　ＪＵＮエンジニアリングこと　加藤　淳一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
岡山県笠岡市北木島町8174番地１
債務者　竹本　心一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
青森県三沢市大町２丁目11番22号　太田貸家
債務者　宮本　忠昭
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第８５号
青森県三沢市大町２丁目11番22号　太田貸家
債務者　宮本　光子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第８９号
青森県十和田市大字三本木字西金崎140番地１　やくおうビレッジＡ２－２
債務者　中渡　　匠
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６６５号
埼玉県上尾市大字小泉175番地１　三和レジデンス101
債務者　都築　誠治
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４５号
さいたま市浦和区仲町４丁目16番６号　キンドハイム101号室
債務者　野島正太郎
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１１号
埼玉県川口市上青木３丁目３番４号
債務者　前田　民夫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係